



# SMTB年金ニュース

(平成26年7月23日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【厚生年金基金】

### 解散時の残余財産の分配に関する通知改正

昨日（平成26年7月22日）、通知「厚生年金基金の設立要件について」が以下のとおり改正されました。

- 「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20140723tsuuchi.pdf>

平成26年6月2日配信のSMTB年金ニュースにおいてご案内の通り、今回の通知改正に先立ちパブリックコメント手続きが実施されておりました。なお、パブリックコメント手続き時に提示された通知改正の内容から変更はありません。

- 平成26年6月2日配信のSMTB年金ニュース

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20140602news.pdf>

本通知改正に伴い、パブリックコメント手続きにおける意見及び回答についても、以下のとおり公表されています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140104&Mode=2>

- パブリックコメント手続きにおける意見及び回答

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20140723pabuk.pdf>

また、本通知改正に係る実務上の対応について、信託協会を通じて厚生労働省へ確認を行っており、回答を受領しております。主な内容は以下のとおりです。

- 信託協会を通じて厚生労働省へ確認した主な内容

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20140723shintakuk.pdf>

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595

## I. 改正の趣旨

平成26年4月1日に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）」が施行されたことに伴い、今後、厚生年金基金の解散に向けた動きが進むことが予想されているため、厚生年金基金の解散時の残余財産の分配について、原則的な方法（「最低積立基準額」を基準として分配する方法）以外の方法をとる場合の手続を明確化するもの。

## II. 改正対象の通知

「厚生年金基金の設立要件について」

（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）

## III. 施行期日

本通知の発出日（平成26年7月22日）から適用

## IV. 改正の概要

厚生年金基金の解散時における残余財産の分配方法について、「基金の実情により」、原則的な方法（「最低積立基準額」を基準として分配する方法）以外の方法によることとする場合には、「あらかじめ年金受給者、受給待期脱退者及び加入員に対して十分な説明を行うこと」が必要となることが明確化されました。

以上